

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 15日現在

機関番号：30102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530311

研究課題名（和文） 改正貸金業法が及ぼす消費者金融産業の構造変化

研究課題名（英文） Structural changes in the consumer credit service industry on the revised Money Lending Business

研究代表者

飯田 隆雄（IIDA TAKAO）

札幌大学・経済学部・教授

研究者番号：00193136

研究成果の概要（和文）：

2010年6月18日に完全実施された「改正貸金業法」による規制強化は、過剰貸付の抑制に効果があった。しかし、多重債務者の救済とはならなかった。経済の影響を十分に調査しないで法の施行に踏み切ったことにより、貸金業業界は合法営業であるにもかかわらず崩壊した。この産業で働く従業員や家族、このサービスを利用して生計を立てている企業や利用者は、多くの困難に直面した。地域や国全体のGDPは下がり、失業率を増加させた。すなわち、景気低迷の一因を創った。

研究成果の概要（英文）：

Tightening of regulations by "Money Lending Business Act amendment" has been fully implemented, there was a suppression effect in excess of the loan on June 18, 2010. However, the relief of multiple debtors could not. By law enforcement decided to not investigate sufficiently the impact of the economy, money lending business industry has collapsed in spite of legal business. And user companies that make a living by using employees and their families working in this industry, this service, in the face of many difficulties. GDP of the entire region or country is falling, increased the unemployment rate. In other words, the amendment of the law created the cause of the economic downturn.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・財政学・金融論

キーワード：

上限金利規制、総量規制、定額給付金、多重債務、ヤミ金融、改正貸金業法、消費者金

1. 研究開始当初の背景

(1) 2006年12月に成立した「改正貸金

業法」がもたらした消費者金融市場に対する影響は、成立前後から現在までの約3年間に、過払い請求の増加、急激な貸出金利の低下、急激な新規成約率の低下が生じ、貸付残高も減少した。その結果、多数の中小消費者金融会社の廃業、大手消費者金融会社の銀行参下入りや撤退等、急激な市場の縮小と産業構造の变革があった。

(2) この改正法は、①上限金利の引き下げ、②過剰貸付の抑制・返済能力審査の強化、③貸金業の参入条件の厳格化、等が主な内容であった。

特に、「上限金利規制」については、例えば、行動経済学の立場から筒井他(2007)『現代ファイナンス』は、借り手の性質がわかっている場合は、双曲割引度の高い人や自信過剰の人に貸し付けないようにするのが望ましく上限規制はある程度有効であった。反対に、借り手の質が不明な市場では無効であった。さらに、アンケート結果では両市場とも無効であった。また、早稲田大学消費者金融サービス研究所(2007)『早稲田大学消費者金融サービス研究所』の実証研究成果はGDPが減少するという推計結果から、この政策の無効性を証明した。

2. 研究の目的

ここでは、1. で説明したような、消費者への無担保貸付に関する問題点を、従来の研究成果を踏まえながら、政策の影響、問題点、解決策などを、理論的・実証的・行動経済学的に分析する。

3. 研究の方法

具体的には、以下のような方法で、問題点を、シミュレーション分析を主体に、明らかにしたい。

(1) 上限金利の引き下げ

①信用割り当ての分析

②過剰参入定理の分析

(2) 過剰貸付の抑制・返済能力審査の強化

①過剰貸付・自信過剰・流動制約の分析

②多重債務の分析

(3) 貸金業の参入条件の厳格化

4. 研究成果

(1) 研究成果

上限金利規制と総量規制は景気を悪化させる。失業者数を増加させる。

具体的には、以下の5点にまとめることができる。

①上限金利規制と総量規制は金融緩和の流れに逆行し、極端な流動性制約を招く可能性が存在する。従って、景気の悪化及び失業者数を増加させる。

②総量規制は一定以上の所得層や破綻臨界点内の借入者に対して自由な経済活動の妨げになる。

③病的な多重債務者以外は改正貸金業法における適用除外の必要がある。

④激変緩和に対応できない事態を考慮すれば、特に既存利用者に対する総量規制等は借り換え特例の実施とか適用除外する必要がある。

⑤抜本的な改正のための検討を早急に開始すべきである。

(2) その理由は、

①この議論は社会政策の側面と経済政策の側面に分けて議論しなければならないが、多くの場合これらが混同されている。

②政府としての正しい施策とは？

②-1. 超短期借入や小口借入が基本の貸金業は、「コール市場のように自由に資金調達できるプロフェッショナルな環境整備こそが、個人や企業家の競争力を高め雇用を創出する。直接金融の代替方法として、約束手形を高金利で割り引くよりは、貸金業者から資金調達する。」ところに存在意義がある。

②-2. 過払い請求の根拠となる最高裁判決は「借り手責任」を全く無視している。加えて、法律や行政に従って時間や機会費用を金利として貸し付けした商行為を、「過去と云う時間の返還」と「法を遵守したこと」を全く担保していない。

②-3. 上限金利規制や総量規制は、「借入期間と金利の関係」「支払い能力と金利で決まる破綻臨界点の議論」など経済学的議論無しに決められた。実際に信用割り当てや流動性制約が発生し、利用者をヤミ金に走らせている。これは制度的欠陥の露呈である。元来が短期での借入目的であった借入資金の返済が難しくなった借り手に対して、返済計画をスムーズに長期へ移行できる借り換え制度の創設や、1ヶ月の収入より支払利息が少ない破綻臨界点内の利用者に対してこの法を適用除外とし、病的多重債務者のみにこの法を適用すべきである。また、問題点の抜本的な改正を早急に検討すべきである。

(3) 推計結果

2010年6月から改正貸金業法が完全実施されると、推計では上限金利規制に総量規制が合算され、経済効果は2008年度の貸出全残高ベースで約-0.83%の名目GDP成長率となる。新規失業者は、約55万人となる。(図表1. 参照)

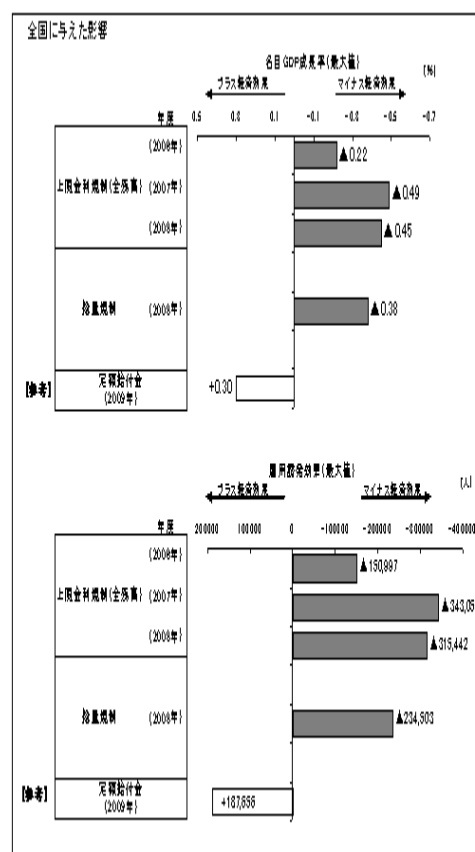
またこれは「消費者向け無担保貸金業者の消費者向け貸付のうちの無担保残高」のみを分析したものであり、貸金業者の総貸出残高(2008年度:378,467億円)の約17%(65,865億円)の分析にすぎない。クレジット会社のキャッシングやローンなどを加えるとその大きさはさらに拡大するものと考えられる。

(4) 推計結果から推測されるマイナスの事柄

①資金の出し手は事業の縮小や撤退に拍車がかかる。

②借り手は必要資金の先細りから、個人企業の縮小・廃業や主婦層も加わった手元流動性のショートに波及し、民事再生・自己破産・夜逃げが増加する。よって、生活関連の最終消費が極端に落ち込む。

図表1.



③問題のある借り手は税金の納付者から失業保険や生活保護の受領者へと変化する。

④税収が落ち込むばかりか政府支出が増加し、治安の不安定化とさらなる政府財源の悪化要因となる。

実際に、消費者金融サービス大手7社による貸付残高は2010年8月時点で、2005年までの約85,000億円の約44%の約37,000億円まで減少している。新規成約率も56%から30%前後になっている。

金融庁ホームページ(2010)によると、事業者数も、1986年度全国で47,504社(財務局

登録社数 1,147、都道府県登録社数 46,357) から減少し、特に、今回の改正法が成立した 2006 年度以降減少傾向が著しく 2010 年 11 月末では全国で 2,701 社(財務局登録社数 360、都道府県登録社数 2,341) とピーク時の 5.7% まで減少している。特に地域の中小零細な業者の廃業が著しく消費者金融サービス産業とその市場が壊滅的な打撃を受けた。

また、法改正の完全実施後「借りられず不幸」になった人達が大量に発生している事が徐々に浮き彫りになってきている。その多くは所得証明が入手できない主婦層と、個人の借入を事業資金に回してしまっただけで家族全員が債務者になってしまっているような個人事業主であった。堂下(2011)の推計によれば、2008 年 5 月時点でのヤミ金融利用者は 46 万人、2009 年 5 月では 42 万人、2010 年 5 月では 58 万人と上昇傾向になっている。特に直近の 1 年間での利用者に乖離があることから、資金需要者はヤミ金融を短期資金として利用している可能性がある。

これらの現実、改正法の目的に反してヤミ金融の利用を増加させている傾向にあるといえる。

(4) 国内外の位置付けとインパクト

近年、本研究で取り上げた「改正貸金業法」は、上記分析で取り上げた欠陥を修正すべく、議員立法によって修正をする動きとなっている。これは研究成果が行政の方向性を正しく修正するインパクトがあったと考えることが出来る。また、本研究の国内外での研究報告の成果として、「法規制実施に当たっては実体経済に与える影響を充分考慮しなければならない」という意見は、共感を持って受け入れられた。

(5) 今後の展望

借り手としての個人を対象とする消費者金融は、金融のプロと見なさなければならぬ個人と、消費者として保護しなければならない個人と、病的な社会的に問題を起こす可

能性のある個人に 3 種類に分類する必要がある。また、個人へのファイナンス手段は多様で自由であれば経済は活発となる。経済の血液循環である流動性の急激な低下の原因としての法的規制は、絶対に避けなければならない。したがって、本研究で取り扱った分析手段や結論、理論的枠組みをさらに発展させ、制度設計時点の具体的で一般的な、しかも充分実用的な、「定理」の確立に向けて研究を継続する必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 6 件)

① Takao Iida, Akira Kato, Makoto Okamura “Regulation Law and Regional Economic Effects”, *GLOBAL BUSINESS & ECONOMICS ANTHOLOGY*, V.1 March 2012, pp.283-295. ISSN: 1553-1392 (査読有).

② 飯田隆雄 「改正貸金業法の経済効果と地域経済」『経済と経営』(札幌大学経済・経営学会)第 4 1 巻 2 号 2011 年 3 月 1 頁～12 頁。(無査読).

③ Takao Iida “Economic Effects of National Government Policies - Regulation vs. Scatter-”, Sept. 2010, *Academic and Business Research Institute International Conference Orlando 2010* OC10031, <http://www.aabri.com/OC2010AFE.html> (査読有).

④ 飯田隆雄 「改正貸金業法の北海道経済への影響 (2005 年度～08 年度)」『札幌大学総合研究』(札幌大学附属総合研究所) 第 1 号 2010 年 3 月 165 頁～174 頁。(無査読).

⑤ 飯田隆雄 「上限金利規制後の消費者金融サービス-北海道経済に及ぼした影響-」『2008 年 消費者金融サービス研究学会年報』(パーソナルファイナンス学会) 2009 年 10 月 29 頁～37 頁。(無査読).

⑥ Takao Iida “The Consumer Credit Service after the Upper Limit Regulation of Interest Rates - Negative Ripple effects on Hokkaido economy -”, *The 9th*

Hawaii International Conference on Business, Conference Proceedings, June 2009, pp. 1714-21. (査読有).

[学会発表] (計 8 件)

①2012年5月10日 “REGIONAL ECONOMIES AND ECONOMIC EFFECTS OF “THE REVISED MONEY LENDING BUSINESS CONTROL AND REGULATION LAW”, ” *9TH WORLD CONGRESS OF REGIONAL SCIENCE ASSOCIATION INTERNATIONAL*, May 10, 2012, Regional Business Centre, TIMISOARA, ROMANIA, Takao Iida

②2011年7月9日 “Regulation Law and Regional Economic Effects-Economic Effects of the Revised Money Lending Business Control and Regulation Law and Regional Economies-,” *Business & Economics Society International Conference 2011 @ Split, Croatia*, July 9, 2011, Takao Iida, Akira Kato, Makoto Okamura.

③ 2011年5月29日 “National Government Policies and Economic Effects - National Economy vs. Regional Economy,” *The 11th Hawaii International Conference on Business*, @The Hilton Waikiki Prince Kuhio Hotel in Honolulu, Hawaii. Takao Iida, Akira Kato, Makoto Okamura.

④ 2010年10月10日「経済波及効果の地域間格差－北海道と大阪のケース－」『日本地域学会』第47回(2010年)年次大会(政策大学院大学) 飯田隆雄、加藤晃、三野耕治。

⑤ 2010年10月2日「改正貸金業法と日本のGDP」『パーソナルファイナンス学会』第11回全国大会(札幌大学) 加藤晃、飯田隆雄。

⑥2010年9月24日 “Economic Effects of National Government Policies - Regulation vs. Scatter -, ” *Academic and Business Research Institute International Conference Orlando 2010*, Takao Iida.

⑦2010年9月10日「新規制が及ぼす地域経済への影響－人口減少地域と改正貸金業法－」『日本計画行政学会』第33全国大会(札幌大学) 飯田隆雄、加藤晃、山田玲良。

⑧2010年5月28日 “Regional Economic Effects of National Government Policies -Hokkaido Case-, ” *The 10th Hawaii International Conference on Business*, @The Hilton Waikiki Prince Kuhio Hotel in Honolulu, Hawaii. Takao Iida, Akira Kato, Makoto Okamura, Takao Chiba.

[図書] (計 4 件)

①2010年7月「改正貸金業法完全施行による名目GDP成長率は-0.98%、新規失業者は64万3650人に」『月刊クレジットエイジ』時事

通信社 Vol. 367 10頁～11頁 飯田隆雄 .

②2010年7月 共著「不安つきまとう改正貸金業法の施行」『公明』(公明党機関誌委員会) 2010年7月号 44頁～49頁 飯田隆雄、加藤 晃 .

③2010年6月 共著「上限金利規制で6兆円の名目GDPが喪失」『週刊金融財政事情』(社)金融財政事情研究会 Vol. 61, No. 23 20頁～23頁 飯田隆雄、加藤 晃 .

6. 研究組織

(1) 研究代表者

飯田 隆雄 (TAKAO IIDA)
札幌大学・経済学部・教授
研究者番号：00193136

(2) 研究分担者

山田 玲良 (AKIRA YAMADA)
札幌大学・経済学部・教授
研究者番号：50364203

加藤 晃 (AKIRA KATO)
北海道教育大学・教育学部・准教授
研究者番号：70177426